

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6824 平成27年3月1日発行

## 第14回 町内スポーツ少年団陸上大会

第14回上板町内スポーツ少年団陸上大会を、上板町体育協会・上板町スポーツ推進委員会・上板町スポーツ少年団及び上板町教育委員会の共催、上板町ライオンズクラブの後援により、平成27年2月11日（水・建国記念の日）に上板町老人福祉センター周辺、ファミリースポーツ公園周回コース（1.6km×6区間）において開催いたしました。

最初に行われた駅伝の部では、6チームが参加し、各チームとも最後までたすきをつなぎました。

また、マラソンの部は高学年（4年生から6年生）と低学年（1年生から3年生）に分かれてのスタートとなり、全員がゴールまで走り切りました。

当日は天候にも恵まれ、大会出場選手総勢81名は各チームの指導者や保護者、チームメイトからの声援を受けながら最後まで精一杯走り切りました。



### 参加少年団

- 大山スポーツ少年団
- 松島スポーツ少年団
- 高志スポーツ少年団
- 上板サッカースポーツ少年団
- 上板柔友会
- 高志フレンズ



### 主な目次

町税等の口座振替制度について ……………	2	農用地区域除外申請の受け付けについて ……………	5
上板町国民健康保険加入の皆様へ		上板ふれあいクラブ 平成27年度会員募集中！ ……	8
国民健康保険被保険者証の一斉更新について ……	2	保健師からのお知らせです ……………	10
第18回統一地方選挙が実施されます ……………	3	保健行事予定表 ……………	11

# 町税等の口座振替制度について

1 口座振替制度とは  
金融機関があなたに代わって、あらかじめあなたの指定した預金口座から、自動的に町税等を振り替えて納付する方法です。いつでも申し込むことができ、一度手続きすれば翌年度以降も継続されますので、大変便利です。また、手数料もかかりません。

2 取り扱い金融機関は  
※(一)内は、口座振替依頼書が置いてある支店等です。  
①阿波銀行本店・各支店(上板支店)  
②徳島銀行本店・各支店(上板支店)  
③ゆうちょ銀行(町内郵便局)  
④板野郡農業協同組合本所・各支所(町内各支所)

3 申込み方法は  
口座振替を希望される金融機関に直接申込みしてください。  
※申込みに必要なもの  
①各種納税通知書(納付書)の全部  
②預金通帳またはキャッシュカード  
③金融機関届出印

4 口座振替で納付できる税目・保険料は  
①町・県民税(特別徴収及び法人町民税を除く。)  
②固定資産税  
③軽自動車税  
④国民健康保険税  
⑤介護保険料  
⑥後期高齢者医療保険料  
※随時課税分は、口座振替できません。

5 振替納税実施は  
申込みをした月の翌月納期分から該当する町税等が振替になります。  
※全期前納による振替を年度途中で申し込んだ場合、当年度は、期別ごとの振替となり、全期前納による振替は、翌年度からになります。

6 領収確認は  
口座振替で納付された町税等の領収は、年度末に一括して役場から送付します。ただし、軽自動車税の納税証明書(継続検査用)は六月に送付します。

7 納税通知書(納付書)は  
納税通知書には、口座振替金融機関等の案内が記載されます。

【お問い合わせ先】 上板町役場 税務課 Ⅷ六九四一六八〇七  
福祉保健課 Ⅷ六九四一六八一〇

# 上板町国民健康保険加入の皆様へ 国民健康保険被保険者証の1斉更新について 今回から、保険証の更新を郵便で行います

現在お持ちの上板町国民健康保険被保険者証(以下、保険証)は平成二十七年三月三十一日で有効期限が切れます。新しい保険証は平成二十七年三月中旬に簡易書留でお送りしますので、四月一日からご使用ください。

なお、保険証は世帯ごとに、世帯主様宛てにお送りします。新しい保険証が届いたら記載されている住所、氏名、生年月日等をご確認ください。

**保険証の有効期限について**  
新しい保険証の有効期限は、平成二十八年三月三十一日までとなりますが、次に該当する方については保険証の記載内容や有効期限が異なりますのでご注意ください。  
●退職者医療制度に該当する方で六十五歳の誕生日を迎えられる方  
有効期限…六十五歳の誕生日の月末(誕生日が一日の方は前月末)  
●平成二十八年三月三十一日までに七十五歳の誕生日を迎えられる方  
有効期限…七十五歳の誕生日の前日

**窓口での保険証更新が必要な方へ**  
保険証は原則郵便でお送りしますが、国民健康保険税に滞納がある等の理由で、窓口での更新が必要な世帯があります。対象の世帯には三月中旬にご通知しますので、通知書を持参のうえ、上板町役場税務課窓口までお越しください。

※後期高齢者医療制度に加入している方は、今回の保険証更新には該当しませんので、ご注意ください。  
※七〇歳〜七四歳までの方の高齢受給者証は平成二十七年七月三十一日まで有効ですので、引き続きご使用ください。  
※有効期限が切れた保険証は、上板町役場税務課に返却するか、各自での処分をお願いします。  
※お子さんが修学のため他の市町村へ住所を移している、もしくは移すことになった場合は、在学証明書または学生証を持参のうえ手続きをしてください。  
※所得申告がお済みでない方(公的年金支払報告書給与支払報告書の提出がある方は除く)は、所得の申告をしてください。

**こんなときは届出を!**  
以下に当てはまる方は十四日以内に税務課窓口で手続きをしてください

●こんなとき	●持参するもの
●他の市町村へ転出したとき	●保険証、印かん
●他の健康保険に加入したとき	●国保と健保の保険証、印かん
●生活保護を受けることになったとき	●保険証、保護開始決定通知書、印かん
●死亡したとき	●保険証、印かん
●住所、世帯主、氏名などが変わったとき	●保険証、印かん
●修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	●保険証、在学証明書、印かん

お問い合わせ先  
上板町役場 税務課 国民健康保険係  
Ⅷ六九四一六八〇七

# 今月の納付期限 について

税務課からのお知らせ

三月は後期高齢者医療保険料（八期）の納付月です。納期限は三月三十一日（火曜日）です。

納期限内にお納めくださいませようお知らせします。

口座振替の方は、三月三十一日に引き落とししますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

## 口座振替

### ■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

### ■ご利用いただける町税（料）

町県民税（普通徴収分）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

### ■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

### お問い合わせ先

上板町役場 税務課  
TEL 六九四一六八〇七

# 第十八回 統一地方選挙が 実施されます

	徳島県知事選挙	徳島県議会議員一般選挙 (板野選挙区)
告示日	3月26日(木)	4月3日(金)
投票日時	4月12日(日) 午前7時から午後8時	
投票所	各世帯にお送りします「※投票所入場券」に記載しています。 ※今回の選挙からハガキサイズに変わります。	
期日前投票	期間：3月27日～4月11日	期間：4月4日～4月11日
	時間：午前8時30分から午後8時	
	場所：上板町役場 1階 ロビー	

〔上板町明るい選挙推進協議会・上板町選挙管理委員会 TEL 694 - 6801〕

# 電子マネーで支払わせる アダルトサイトの請求

## 【事例】

スマートフォンで無料だと思ったアダルトサイトに入り「十八歳以上」をタップしたところ、入金請求画面が出た。「退会はこちら」をタップすると業者に電話が繋がりました。「退会には20万円必要。コンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、その番号を教えるように」と言われ指示に従ったところ、その後もデータを消すために20万円払うよう請求される。

●一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージすると取り戻すのは困難になります。指示されても従わないようにしましょう。

業者に連絡することで個人情報知られ、さらに請求を受ける可能性もあるので安易に連絡しないようにしましょう。



**上板町消費生活相談窓口**  
TEL 六九四一六八一六  
月～金曜日 九時～十六時三十分(休所日 土日祝)  
役場東隣 上板町農村環境改善センター事務所内

## 一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

- 開設日 3月18日(水)
- 開設時間 午後1時30分～午後4時
- 開設場所 上板町老人福祉センター

## ウエルカムボード作成教室

- 日時 3月25日 水曜日  
午後1時30分から
- 材料代 2,000円
- 場所 上板町 馬道会館
- 申し込み締め切り日 3月13日 金曜日

※申し込みお問い合わせは、上板町馬道会館 電話694-4868までお願いします。

受講生  
募集

## 次回の大型ごみ引取り日時

4月19日(日) 午前8時～正午

■引取り場所：上板町リサイクルセンター(役場西隣)

※引取りには、大型ごみ1品につき「大型ごみシール」が1枚必要です。

# 「上板町環境美化の推進に関する条例」の概要について

美しい自然や快適な生活環境は、上板町の財産です。町内では、「ごみゼロの日キャンペーン」やボランティア団体の活動など、町内各地で清掃活動が実施されていますが、その反面、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置があり、町には多くの相談や苦情が寄せられています。

このため、ごみの投げ捨て及び散乱、犬・猫のふん害の防止並びに空き地の環境保持のため、町、町民等事業者、占有者等、犬・猫の飼い主等が一体となって地域環境の美化を図ることを目的とした「上板町環境美化の推進に関する条例」を制定しています。

## それぞれの責務と禁止事項

① 犬の飼い主等は、自ら飼育し、又は保管する犬が公共の場所において、ふんを排泄したときは、当該排泄物を適切に処理しなければなりません。

犬のフンは  
飼い主が持ち帰り  
ましょう♡



② 何人も公共の場所等及び他人が占有する場所にごみをみだりに捨ててはなりません。  
※公共の場所等とは、町内の道路・公園・広場・緑地・水路・河川その他の公共の場所及び山林（雑種地を含む。）をいいます。

③ 町民は、ごみの投げ捨て及び散乱の防止に努めるとともに、ごみを適切な方法で処理又は再資源化に努めなければなりません。



ごみを  
捨て  
ないで!

④ 事業者のうち、自動販売機により缶又はびん等の容器に入れた飲料又は容器を販売する者は、空き缶等ごみの散乱の防止に努めなければなりません。

⑤ 占有者等は、快適な生活環境を保持するため、自らが所有し、占有し、又は管理する土地について適正な管理に努めなければなりません。

## 罰則等

それぞれの責務や禁止事項の規定に違反していると認められると、指導・警告命令という段階を経て、従わない人には最終的に五万円以下の過料に処される場合があります。

上板町をより美しく  
住みやすいまちとするため、  
皆様のご協力をお願いします。

## お問い合わせ先

上板町役場 環境保全課  
TEL 六九四一六八一三

# 三月は 自殺予防月間 です

わが国の自殺死亡者は、平成十年以降、三万人を超え、高いレベルで推移しています。

平成二十四年には、十三年ぶりに三万人を下回りました。一方、徳島県の自殺者数は、平成二十三年、一五〇人と全国で最も少ない自殺者数でしたが、平成二十四年には一六五人と増加しています。自殺者ゼロを目指して、地域全体で取り組む必要があります。

国では、例年自殺者の最も多い三月を「自殺対策強化月間」と定め、重点的に広報啓発活動を展開することとしています。

家族や職場や近所の方など身近な人のサインに気づき、適切に医療機関や相談機関につなぎ・見守ることで自殺予防に繋がっていくことが大切です。身近な人に関心を持ち、変化に気を付けましょう。



## お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課  
TEL 六九四一六八一〇

## 『心の悩みに困ったときの相談機関等』

- \* 8:30 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始除く)  
とくしま自殺予防センター(徳島県精神保健福祉センター)  
TEL 088 - 602 - 8911  
徳島保健所 TEL 088 - 602 - 8905
- \* 9:00 ~ 22:00 (年末年始除く)  
徳島県中央こども女性相談センター  
TEL 088 - 623 - 8110
- \* 24時間対応  
地域活動支援センター ことじ  
TEL 088 - 694 - 6606  
いのちの電話 (年末年始除く)  
TEL 088 - 623 - 0444

## 『自殺のサイン (自殺予防の十箇条)』

- うつ病の症状に気をつけよう (気分が沈む、自分を責める、仕事などの能率が落ちる、決断できない、不眠が続く等)
- 原因不明の体調不調が長引く
- 酒量が増える
- 安全や健康が保てない
- 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 職場や家庭でサポートが得られない
- 本人にとって価値のあるもの(職、地位、家族、財産など)を失う
- 重症の身体の病気にかかる
- 自殺を口にする
- 自殺未遂におよぶ

## 農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、 農用地区域除外申請が必要です。

● 受付期間 ● 平成 27 年 4 月 1 日～ 4 月 30 日

申請書は、上板町役場 産業課窓口でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードできます。

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農用地区域除外は、町が農業振興上の観点からその必要性を判断し行いますが、申請された農地がすべて認められるわけではなく、申請の内容と町の農用地区域除外の考え方が一致した場合に除外することができます。

区域除外は、次の要件（1～5）をすべて満たす場合に限り除外されます。

**要件 1** その土地を転用することが必要かつ適当（緊急性・他法令許認可の見込みがある）であって、ほかに代替すべき土地がないこと。

**要件 2** 除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

**要件 3** 除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**要件 4** 除外することにより、農用地区域内の農業用施設（水路等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**要件 5** 土地改良事業完了後 8 年を経過していること。

（注 1）土地改良事業が行われた農地は、事業がなされていない農地と比較して明らかに営農条件に優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要がある。

（注 2）土地改良事業完了後 8 年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び町が地域農業の振興を図るうえで、農地として確保すべきと判断した場合は、除外が認められない。

### 除外が承認されるまでの事務スケジュール

申請 → 農業振興地域整備協議会にて協議 → 農業委員会の意見聴取 → 県との事前協議 → 農用地利用計画変更案の公告・縦覧（30日間・住民の意見聴取） → 農用地利用計画変更案に対する異議申出期間（15日） → 県との変更協議 → 県の同意 → 変更公告 → 除外の承認（申請者通知）

お問い合わせ先 上板町役場 産業課 TEL 694 - 6806

## 水道課からのお知らせ

転入・転出等で水道を休止・廃止・撤去する場合は、申請手続きが必要です。

また、死亡等による名義変更をする場合にも手続きが必要です。

※常に水道メーターを見て、使用水量を把握してください。宅内漏水の早期発見になります。

※漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して修理してください。

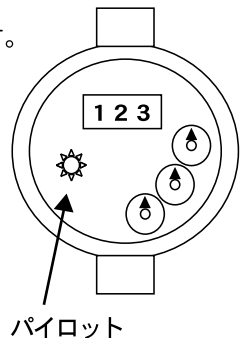
※メーターボックスの上には物を置かないようにしてください。

## ！ 宅内漏水にご注意ください。

### 宅内漏水の見つけ方

次の手順で水漏れを確認できます。

- ① まず、家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ② 次にメーターボックスのフタを開けてメーター器を見ます。銀色か赤色の星のような形のもの（パイロット）を確認しましょう。
- ③ もしパイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



● お問い合わせ先 ● 上板町役場 水道課 TEL 694 - 6817

# 第14回 町内スポーツ少年団陸上大会

## 大会結果 (敬称略)

### 駅伝の部

タイム

#### 優勝

高志スポーツ少年団 A

36分22秒

#### 準優勝

上板サッカースポーツ少年団

37分36秒

#### 第三位

松島スポーツ少年団 A

38分43秒

#### 区間賞

1区 松谷海誠

(上板サッカースポーツ少年団)

5分45秒

2区 岸本拓也

(高志スポーツ少年団 A)

5分46秒

3区 手塚一翔

(高志スポーツ少年団 A)

5分53秒

4区 河村太暉

(上板サッカースポーツ少年団)

6分10秒

5区 板東大和

(高志スポーツ少年団 A)

6分23秒



▲ 駅伝の部優勝チーム  
高志スポーツ少年団 A

### マラソンの部

6区 鳥羽宗倫

(高志スポーツ少年団 A)

6分10秒

1年女子 黒田みずき

(上板柔友会)

10分21秒

2年男子 長家拓希

(上板サッカースポーツ少年団)

7分07秒

2年女子 三浦恋夏

(松島スポーツ少年団)

8分24秒

1年男子 岡本歩樹

(高志スポーツ少年団)

7分00秒



▲ 最優秀賞の二人



3年男子 荒川烈旺

(大山スポーツ少年団)

6分25秒

3年女子 手塚衣咲

(高志スポーツ少年団)

6分49秒

4年男子 岩井飛鷹

(上板サッカースポーツ少年団)

6分17秒

4年女子 井上凜花

(上板サッカースポーツ少年団)

6分22秒

5年男子 森厚達

(上板サッカースポーツ少年団)

6分12秒

5年女子 参加者なし

6年男子 加川司

(松島スポーツ少年団)

7分24秒

6年女子 山本日姫

(高志フレンズ)

6分26秒

#### 最優秀賞

男子 松谷海誠

(上板サッカースポーツ少年団)

5分45秒

女子 井上凜花

(上板サッカースポーツ少年団)

6分22秒

# 平成26年度 中央公民館講座発表会



◎ 主催 上板町教育委員会 ◎

- 日時 ● 平成27年3月8日(日) 午前10時～
- 場所 ● 上板町中央公民館 大会議室 第1会議室



## 大会議室

ちびっこ阿波踊り

中国語講座 ①一日の行動を中国語で表現する ②漢詩の朗読  
③歌「幸福拍手歌」(幸せなら手をたたこう)

手話講座

英会話中級教室 「SONG&GEME」

英会話初級教室 「SING A SONG」 ①SUKIYAKI ②LET IT GO

詩吟講座 講座生有志  
①歌謡吟詠 白鷺の城 ②名槍日本号(黒田節入)  
③歌謡吟詠 鳥取砂丘

民謡講座 ①むかし宮津節 合唱 ④黒田節 杉浦 貞雄  
②ボケない小唄 合唱 ⑤安里屋ユンタ 稲井 雅代  
③秋田大黒舞 稲井 融 ⑥祇園小唄 山口 伸子

日本舞踊講座 講座生有志  
①潮来情話 ②白鷺の城 ③恋の柳橋

昨年の様子



## 第1会議室

作品展示

書道講座 お菓子とお料理講座 水墨画講座 藍染め阿波踊り竹人形講座

### 総務省から 大切なお知らせ

### お急ぎください。 まずは、お電話をください。

現在、「アナログテレビ(ブラウン管テレビ等)」で地デジ放送をご覧の方は、ご注意願います。(チューナーをご使用の場合は除く)  
この場合は、地デジをアナログに変換した放送で視聴されていると考えられます。

**この放送は平成27年3月31日に終了します。**

#### 【終了後の受信方法】

- デジタルテレビに買い替えて接続するだけで、高画質でデジタル放送がご覧いただけます。

※この他、「CATVに加入する」か、「デジタルチューナー又はデジタル録画機」をアナログテレビに接続すれば、視聴が可能となります。

#### 【お問い合わせ先】(お手数ですが、お電話ください。)

総務省 地デジコールセンター

**0570-07-0101**

つながらない場合 03-4334-1111

毎日9:00~18:00(12月29日~1月3日は休み)



NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯には、**簡易な地デジ対応チューナー1台を無償で給付**できます。

#### 【お問い合わせ先】(お手数ですが、お電話ください。)

総務省 地デジチューナー支援実施センター

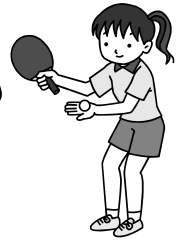
**0570-034-037**

つながらない場合 03-4334-2754

平日9:00~17:00



# 総合型地域スポーツクラブ 上板ふれあいクラブ



## 平成27年度 会員募集中!

日曜・祝日休み

教室名	開設日時	会場	指導者等	備考
① キッズサッカー 4歳～小学3年	第2・4 月曜日 19:00～20:00	東光小学校体育館	多富義和(町スポーツ推進委員)	
② 太極拳	毎週 水曜日 13:30～15:00	上板ふれあいクラブ (ITセンター内)	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	初心者大歓迎
③ シェイプアップ体操	毎週 水曜日 19:30～20:40	上板ふれあいクラブ (ITセンター内)	長谷部裕之 健康運動指導士	有料
④ ニュースポーツ (カローリング)	第2・4 土曜日 13:00～14:30	農村環境改善センター 多目的ホール	上板町スポーツ推進委員	
⑤ 卓球	第2・4 土曜日 13:00～14:30	農村環境改善センター 多目的ホール	上板卓球クラブのみなさん	室内用運動靴 持参
⑥ ダンススポーツ	毎週 土曜日 15:00～17:00	中央公民館大会議室 (役場2F)	濱清枝徳島県ダンススポーツ連 盟公認指導員	室内用運動靴 持参
⑦ バウンドテニス	第2・4 土曜日 19:00～21:00	農村環境改善センター 多目的ホール	西條勝行 県バウンドテニス協会	室内用運動靴 持参
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月～金曜日 13:00～20:00 土曜日 13:00～18:00	上板ふれあいクラブ (ITセンター内)	お友達や家族で卓球を楽しみま せんか(貸ラケット有)	会員外 300円

**【会費・スポーツ安全保険料】** ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。

区分	年会費	団体(10人以上)	団体(20人以上)	家族2人目から
大人(高校生以上)	3,000円	2,500円	2,000円	2,500円
高齢者(65歳以上)	2,500円	2,000円	1,500円	2,000円
中学生以下	2,000円	1,500円	1,000円	1,500円
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし(要:保険加入)		
スポーツ安全保険	大人1,850円 高齢者1,000円 中学生以下800円			
フリーパス会員	年会費 20,000円(保険込)			

※会費・スポーツ安全保険は平成28年3月31日までが有効となります。

※会員は筋トレ・卓球使用料として1ヶ月500円頂きます。

※上板町外の方は、年会費+500円頂きます。

**【申込・問い合わせ先】**

TEL 679-7788 開設時間 月～金 13:00～20:00 / 土 13:00～18:00

●入会申込書は、上板町ITセンターにあります。





# 上板町子ども・若者相談支援センター『あい』について

「あい」  
では、

子ども・若者（幼・小・中学生・中学卒業後～30歳くらいまで）について、  
子育て・しつけ・教育などで悩みや困り事（学力不良、進路不安、不登校、ニート、引きこもり、いじめ、非行、虐待など）がある方、またはその家族・教員からのご相談を受けつけています。

- 上板町の教育目標：『人間になろう 人間を磨こう 人間を輝かせよう』
- こんな人間に：『広い心で 明るく 仲よく たくましい 我慢（努力）と反省、そして感謝のできる子』

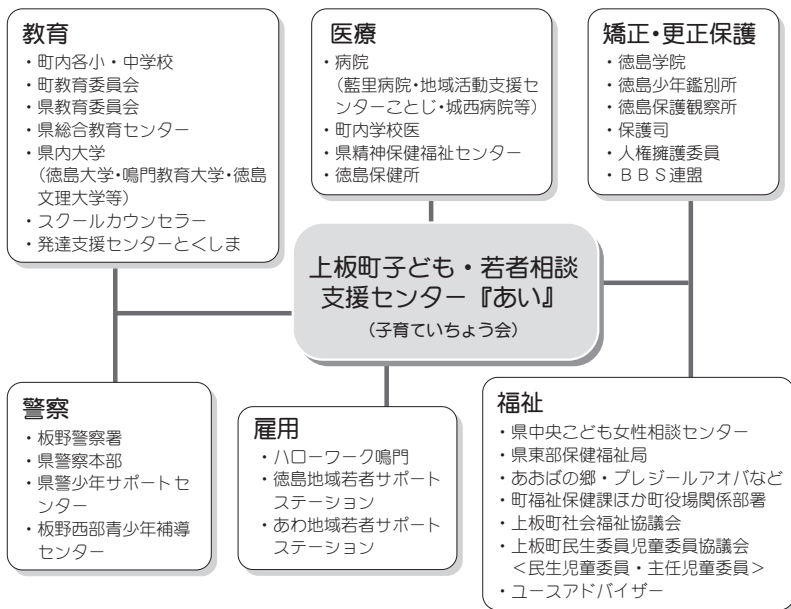
## 1. 『あい』の概要

- 設置場所：上板町 ITセンター2階、  
上板町教育委員会
- 開設日時：月曜日～金曜日  
(午前9:00～午後5:00)  
時間外・休日等は予約で対応

## 2. 主な業務

- ①相談（支援機関の紹介、情報提供、助言、関係機関の連絡・調整）
- ②不登校児童生徒の居場所作り・・・  
ユースアドバイザー・学校と連携のもとに町の施設（文化センター・旧乳児保育所・歴史民俗資料館など）で実施
- ③ユースアドバイザー研修  
(理解者・相談者・支援者・指導者として)
- ④個別ケース検討会議による関係機関の連携
- ⑤子育ていちよう会（子育てに悩みを抱える親の相談会、開設16年目）  
毎月第4土曜日 19:00～21:00 開催

## 3. 体制（幅広いネットワークで継続的・総合的に相談・支援をいただけます。）



〒771-1301 板野郡上板町鍛冶屋原字妙楽寺1番地8  
上板町子ども若者相談支援センター『あい』  
TEL 637-6006

あなたのお手伝いができます。  
関係者・先生方のスキルアップにつながります。  
気軽に来て下さい。

### ◆◆◆ 支部別人権懇談会開催について ◆◆◆

上板町では、2011年度より支部を対象とした人権懇談会を開催しています。昨年度まで延べで約500人の方々が参加しています。

住みよい上板町をつくるためには、人権問題はとても大切なテーマです。懇談会では、身近な問題を取り上げて、人権について学ぶことを重点にしています。また、懇談会を開催していただくと、企画防災課より支部助成金として5千円が給付されますので、まだ開催していない支部は、総会などの寄合などと一緒に、ぜひ開催をお願いします。時間は1時間以内ですのでお気軽にどうぞ。お問い合わせは次のところまで。

教育委員会 TEL 694-6814 佐藤又は森本まで

3月							三月の休館日 表中	板野文化図書館 の利用について	
日	月	火	水	木	金	土			
1	2	3	4	5	6	7			
8	9	10	11	12	13	14			
15	16	17	18	19	20	21			
22	23	24	25	26	27	28			
29	30	31							

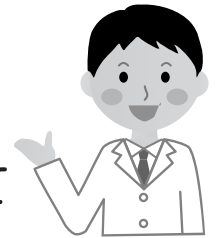
## 特別職国家公務員（自衛官）受付案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験日	その他
幹部候補生 (男女)	大卒程度試験 22歳以上26歳未満 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含) 修士課程修了者等(見込含)は28歳未満)	3月1日～5月1日 (締切日必着)	1次：5月16・17日 (17日は飛行要員のみ) 2次：6月16日～19日 3次：(航空要員のみ) (海)7月13日～7月17日 (空)7月18日～8月6日	試験会場 海上自衛隊徳島教育航空基地 (松茂町)
	院卒者試験 修士課程修了者等(見込含)で 20歳以上28歳未満の者		1次：5月16日 2次：6月16日～19日	
自衛官候補生	男子 18歳以上27歳未満	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。	
医科・歯科幹部	医師・歯科医師の免許取得者	2月1日～4月24日 (締切日必着)	5月15日	防衛省(東京都千代田)
予備自衛官補	一般 18歳以上34歳未満	1月8日～3月24日	4月10日～4月14日 いずれか1日を指定されます。	試験会場 海上自衛隊徳島教育航空基地(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
	技能 18歳以上53歳～55歳(技術区分による)で 国家免許資格等を有する者 衛生、語学、整備、情報処理、通信、電気、建設、 放射線管理、法務 国家免許資格等の詳細については、下記のお 問合せ先までご連絡下さい。			試験会場 香川県普通寺市(普通寺駐屯地) 詳細については、下記のお問合せ先 までご連絡下さい。

お問い合わせ先

自衛隊 鳴門地域事務所 (TEL 088-685-5306) 住所：鳴門市撫養町立岩字七枚57  
自衛官募集ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>

# 保健師からのお知らせです



平成27年3月31日(火)が実施期限の検診・予防接種について

## 1. 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について

特定の年齢の女性の方、また平成21年度から実施している過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である方に対して、子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布しています。検診は平成27年3月31日までとなっております。まだクーポン券が使われていない方は早めに受診しましょう。

<平成26年度 無料クーポン券配布対象年齢>

### ●子宮頸がん検診

年齢	生年月日
20歳	平成5(1993)年4月2日～平成6(1994)年4月1日

### ●乳がん検診

年齢	生年月日
40歳	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日

●過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診者

対象	生年月日
子宮頸がん	昭和63(1988)年4月2日～平成4(1992)年4月1日
	昭和58(1983)年4月2日～昭和62(1987)年4月1日
	昭和53(1978)年4月2日～昭和57(1982)年4月1日
	昭和48(1973)年4月2日～昭和52(1977)年4月1日

対象	生年月日
乳がん	昭和43(1968)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日
	昭和38(1963)年4月2日～昭和42(1967)年4月1日
	昭和33(1958)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日
	昭和28(1953)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日

## 2. 子どもの定期予防接種について

### ●麻しん風しん混合(麻しん・風しん単独も可)ワクチン接種(第2期)

麻しん風しん混合予防接種の第2期の定期接種の対象者(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれのお子さん)で、まだ接種がお済みでない方は平成27年3月31日までに接種していただくようお願いします。

### ●水痘ワクチン接種の経過措置

平成26年10月1日より、水痘ワクチン接種が定期接種化となったことを受けて、3歳～4歳のお子さんを対象に経過措置として平成27年3月31日までの間に1回接種することができます。

ただし、すでにみずぼうそうにかかったことがあるお子さんは接種対象外です。また、すでに水痘ワクチン接種を受けたことがある方は、接種した回数分受けていることとなりますので、かかりつけ医で確認の上、接種をお願いします。

## 3. 高齢者の定期予防接種について

平成26年10月1日より、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が定期接種化となったことを受けて、下記生年月日の方を対象に平成27年3月31日までの間に1回接種することができます。ただし、すでに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことがある方は接種対象外となりますので、かかりつけ医で確認の上、接種をお願いします。

<定期接種対象者>

①平成26年度に下記年齢になる方

対象	生年月日
65歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
80歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
85歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生

対象	生年月日
90歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
95歳	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生
100歳	大正3年4月2日生～大正4年4月1日生
101歳以上	大正3年4月1日以前の生まれの方

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

●お問い合わせ先 ● 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

# 3月 保健行事予定表

## I. 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
3/3	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
4/7	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士

## II. 乳幼児健康診査

### 1. 3歳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
3/18	13:00～13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成23年8月1日～平成23年10月31日生

平成27年3・4月分

〈3/1～4/10まで〉

**在 宅 当 番 医**

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:30 休日 9:00～22:30

3月	担当時間	担当時間
1(日)	ルナウイメンズクリニック 697-2322	
2(月)	有住内科クリニック 698-8655	
3(火)	堀口整形外科 698-5111	
4(水)	藤本クリニック 698-0303	
5(木)	越智内科胃腸科 698-3111	
6(金)	平野内科 698-8060	
7(土)	浦田病院 699-2921	
8(日)	矢野医院 692-4411	
9(月)	山田外科内科 698-5500	
10(火)	吉野川病院 698-6111	
11(水)	片山医院 698-2625	
12(木)	新居内科 698-8808	
13(金)	田根内科胃腸科 698-0123	
14(土)	芳川病院 699-5355	
15(日)	森本医院 641-4141	
16(月)	いのもと眼科内科 698-8887	
17(火)	北島こどもクリニック 697-2221	
18(水)	つかさクリニック 697-2323	
19(木)	中村耳鼻咽喉科クリニック 697-3213	
20(金)	井上医院 699-8070	
21(土)	くぼ小児科クリニック 678-7141	

3月	担当時間	担当時間
22(日)	香川内科 692-9770	
23(月)	健生きたじまクリニック 698-9629	
24(火)	こまつばら整形外科 698-5108	
25(水)	くぼ小児科クリニック 678-7141	
26(木)	ルナウイメンズクリニック 697-2322	
27(金)	香川内科 692-9770	
28(土)	春藤内科胃腸科 699-3777	
29(日)	健生きたじまクリニック 698-9629	
30(月)	森本医院 641-4141	
31(火)	中川整形外科 641-2288	
4月		
1(水)	稲次整形外科病院 692-5757	
2(木)	浜病院 692-2317	
3(金)	安芸内科 692-6111	
4(土)	谷口耳鼻咽喉科クリニック 699-2787	
5(日)	中川整形外科 641-2288	
6(月)	清水内科 692-8900	
7(火)	あいずみ皮ふ科 692-9211	
8(水)	奥村医院 692-2403	
9(木)	山田眼科藍住 692-8118	
10(金)	矢野医院 692-4411	

担当時間以外  
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234  
稲次整形外科病院 692-5757  
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認  
水曜日、土曜日は受診前に要確認  
対応日は確認して下さい

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

# お誕生 おめでとう

- 神宅 坂東 康雄・加奈恵  
男の子 勇歩(ゆうほ)
- 神宅 西岡 泰伸・千歳世  
男の子 混生(こうまき)
- 西分 漆原 明・由理  
女の子 史杏(りあ)
- 佐藤塚 安藝 良平・紗代  
女の子 恵柳(えな)
- 西分 扶川 昌彦・奈緒子  
男の子 冬馬(ふゆま)
- 西分 井内 祥善・史恵  
男の子 朝輝(あさひ)
- 椎本 四宮 慎一郎・実穂  
女の子 環菜(かんな)
- 西分 日野 祥和・香  
男の子 結仁(ゆいと)

二月三日(火)にさくら保育園で豆まきが行われました。鬼に豆をぶつけることにより、邪気を追い払い、一年の無病息災を願う行事であり、子どもたちは保育所に現れた鬼を追いかけていまく熱心に豆をぶつけていました。

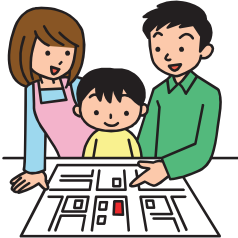


## 「平成26年度上板町支部長会議(第2回目)」開催

平成二十七年一月二十九日(木)に上板町中央公民館で平成二十六年度上板町支部長会議(第二回目)が開催され、八十七名の支部長が出席されました。今回の会議では、上板町防災士会の皆様のご協力により地域の自主防災組織力の向上を図ることを目的としたロープワーク研修を実施しました。



今後におきましても支部長様を通じ各地域の皆様方の防災意識の高揚が図られますよう取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



## 文化財 防火訓練

文化財防火訓練が、一月三十日(金)に、安楽寺において行われました(主催 町教育委員会・町文化財保護審議会)。この訓練は、昭和三十年に、当時の文化財保護委員会(現在の文化庁)と国家消防本部(現在の消防庁)が、文化財愛護意識の高揚を図るため、一月二十六日、その目的を果たすため行いました。当日は、板野西部消防署員を講師として招き、初期消火、重要物品(模範)の搬出、屋外消火栓の使用についての方法等を学びました。

